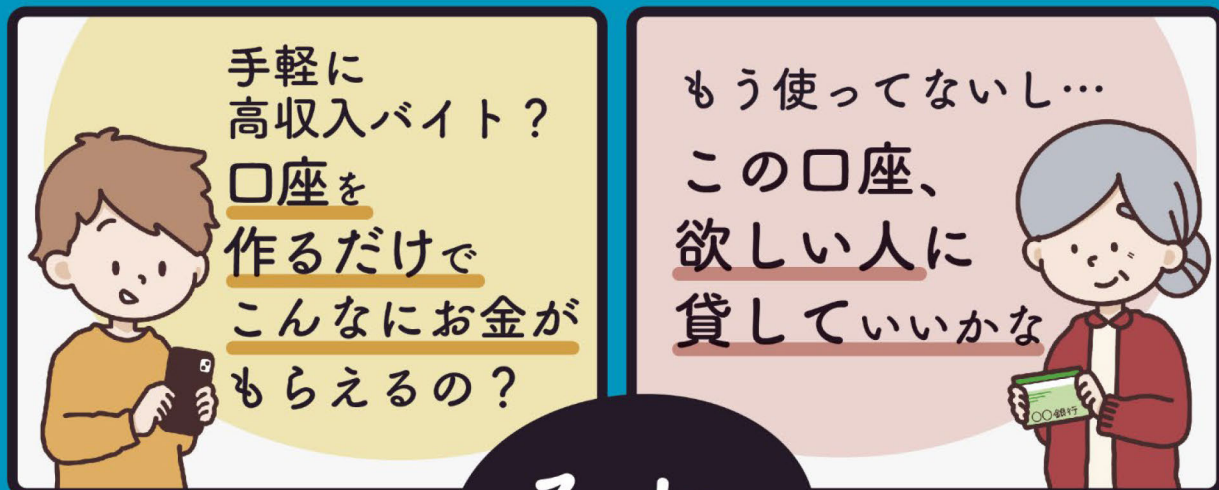




口座を売ったり貸したりすると
罪になります！

他の金融機関でも口座の開設や利用が
できなくなる場合があります

口座を売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による処罰の対象となります。アルバイト感覚で行うと、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資詐欺や振り込み詐欺など）や、マネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる恐れがあります。



不安だな、と感じたら…
金融機関または警察までご相談ください

 **金融庁**
Financial Services Agency

 **警察庁**
National Police Agency



特殊詐欺対策ページ
で詳細をチェック！

 **警視庁職員信用組合**
業務部 03-3580-4723